

石川県被災地介護・福祉人材確保支援事業の実施について

令和6年能登半島地震において、特に被害が甚大だった能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に所在する介護・障害事業所の人材確保を支援するため、職員の離職防止や復職・新規就労の促進を目的とした特別手当等の支給への助成制度を設け、受付を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1 補助金の概要

【補助対象】

能登地域の6市町において、所在する介護・障害事業所等を運営しており、以下のいずれかに該当する事業者

- ・地震により事業所建物が損壊
- ・地震により職員が離職・休職
- ・地震により利用者が避難

【補助内容】

令和6年1月1日以降、累計で3か月以上勤務している職員に対し、通常の給与等とは別に特別手当等の上乗せ支給金を支払う場合、対象職員一人につき、一律15万円を助成します。

【申請期間】

第1回：令和6年8月1日（木）～令和6年8月31日（土）

第2回：令和6年12月1日（日）～令和6年12月31日（火）

2 事業者からの問い合わせ先

被災地介護・福祉人材確保支援事業費補助金運営事務局

TEL 090-5630-5879

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝（年末年始）除く）

（8月1日より開設）

3 その他

詳細は、補助金ホームページをご覧ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hisaichi-hojyokin.html>

被災した介護・障害事業所の皆様へ
職員への特別手当等の支給に
助成します！



令和6年能登半島地震により被害を受けた事業所を対象に
職員の離職防止や復職・新規就労の促進を支援します。

対象事業所

以下の①～③のいずれかに該当する能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の介護・障害事業所

- ① 地震により事業所建物が損壊
- ② 地震により職員が離職・休職
- ③ 地震により利用者が避難

対象職員

対象となる事業所で働く全職員のうち、令和6年1月1日から申請時点までに3か月以上勤務している方(直接処遇職員だけでなく、看護職員や事務職員など、全職種)の職員が対象

助成額

職員一人当たり **15万円** ※基本給等に上乗せし全額を職員に支給

申請期間

第1回: **8/1(木)～8/31(土)**

第2回: **12/1(日)～12/31(火)**

申請方法

県HPからダウンロードした様式により、下記の事務局メールアドレス宛に電子メールで提出

様式のダウンロードや制度詳細などはこちらから！ →



<お問い合わせ>

被災地介護・福祉人材確保支援
事業費補助金運営事務局



090-5630-5879

(9時～17時(土日祝日を除く))

ishikawa.kaigofukushi@nta.co.jp

